議事日程

日程第	1			会議録署名議員の指名について
日程第	2			会期の決定について
日程第	3			町長の行政報告及び提出案件要旨説明
日程第	4	議案第	1号	遠軽町財政計画を定めることについて
日程第	5	議案第	2号	遠軽町税条例等の一部改正について
日程第	6	議案第	3号	遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正
				について
日程第	7	議案第	4号	遠軽町国民健康保険税条例及び遠軽町介護保険条例の一部
				改正について
日程第	8	議案第	5号	財産の取得について
日程第	9	議案第	6号	指定管理者の指定について
日程第1	0	議案第	7号	指定管理者の指定について
日程第1	1	議案第	8号	平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)
日程第1	2	議案第	9号	平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算(第3号)
日程第1	3			一般質問
日程第1	4			追悼演説
日程第1	5	議案第1	0号	表彰について
日程第1	6	議案第1	1号	平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第11号)
日程第1	7	意見案第	1号	持続可能な医療保険制度の構築に関する意見書
日程第1	8	意見案第	2号	マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の
				負担軽減を求める意見書
日程第1	9	意見案第	3号	複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書
日程第2	0	意見案第	4号	国民健康保険療養費等国庫負担金減額調整の廃止と子ども
				医療費助成の制度化を求める意見書

平成27年第6回

遠軽町議会定例会会議録 (第1号)

平成27年12月7日(月)午前10時00分開会

◎本日の会議に付議した事件

日程第 1

日程第 2会期の決定について日程第 3町長の行政報告及び提出案件要旨説明日程第 4 議案第 1号 遠軽町財政計画を定めることについて

日程第 5 議案第 2号 遠軽町税条例等の一部改正について

日程第 6 議案第 3号 遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正

会議録署名議員の指名について

について

日程第 7 議案第 4号 遠軽町国民健康保険税条例及び遠軽町介護保険条例の一部

改正について

日程第 8 議案第 5号 財産の取得について

日程第 9 議案第 6号 指定管理者の指定について

日程第10 議案第 7号 指定管理者の指定について

日程第11 議案第 8号 平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)

日程第12 議案第 9号 平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算(第3号)

◎出席議員(16名)

議	長	18番	前	田	篤	秀	君	1	7番	杉	本	信	_	君
		1番	今	村	則	康	君		2番	岩	上	孝	義	君
		3番	佐	藤		昇	君		4番	稲	場	仁	子	君
		5番	奥	田		稔	君		7番	黒	坂	貴	行	君
		9番	岩	澤	武	征	君	1	0番	冏	部	君	枝	君
		11番	山	谷	敬	$\stackrel{-}{\rightharpoonup}$	君	1	2番	松	田	良	_	君
		13番	竹	中	裕	志	君	1	4番	秋	元	直	樹	君
		15番	髙	橋	義	詔	君	1	6番	_	宮	龍	彦	君

◎欠席議員(0名)

◎列席者

◎説明員

副 町 長 広 井 澄 夫 君 総務部長 加藤俊之君 民生部長 松橋行雄君 経 済 部 長 鈴 木 光 男 君 経済部技監 長 中川原 英 明君 総務課 舟 木 淳 次 君 情報管財課長 中 村 哲男君 企 画 課 長 佐藤 祐 治 君 財 政 課 長 大 堀 聡 君 保健福祉課長 小谷英充君 住民生活課長 小野寺 正 彦 君 税務課長 会 津 靖 朗 君 子育て支援課長 菊 地 隆 君 農政林務課長 澤口浩 幸君 農政林務課参事 笹 原 英 視 君 商工観光課長 伊藤雅彦君 建設課長 内 野 清 一君 水道課長 久 保 英 之 君 生田原総合支所長 平間 敏 春 君 丸瀬布総合支所長 只 野 博 之 君 白滝総合支所長 荒井正教君 会計管理者 小野寺 健 君 大 辻 祐 生田原総合支所産業課長 一君 教 育 長 河 原 英 男 君 教 育 部 長 寒河江 陽 一君 教育部総務課長 大 貫 雅 英 君 監査委員事務局長 伯谷和昭君 選挙管理委員会事務局長 伯谷和昭君 河 本 伸 二 君 農業委員会事務局長

◎議会事務局職員出席者

事務局長安江陽一郎君事務局主幹渡邉亮司君庶務・議事担当係長小玉美紀子君

◎開会宣告

〇議長(前田篤秀君) 本日をもって招集されました平成27年第6回遠軽町議会定例会 を開会します。

◎開議宣告

○議長(前田篤秀君) 直ちに、本日の会議を開きます。

◎諸般報告

- ○議長(前田篤秀君) 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。
- ○議会事務局長(安江陽一郎君) 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、新山教育委員長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会 長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、事務局からの出席者、監査委員の平 成27年度例月出納検査の結果、議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につ きましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入るこ ともありますので、御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第13までとなっております。

なお、追加議案が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。 以上で報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(前田篤秀君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、今村議員、髙橋議員を 指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(前田篤秀君) 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

髙橋議会運営委員長。

〇議会運営委員長(髙橋義詔君) - 登壇-

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成27年第6回遠軽町議会定例会の会期につきまして

は、12月3日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日より12月10 日までの4日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月9日午後5時までに事務局へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長(前田篤秀君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月10日までの4日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月10日までの4日間とすることに決定しました。

◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長(前田篤秀君) 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。
佐々木町長。

〇町長(佐々木修一君) -登壇-

平成27年第6回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御 参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

本日の会議に先立ちまして、去る12月2日に御逝去されました遠軽町議会議員、故山 田和夫様の御霊に対し、哀悼の意を表するとともに、御生前の御功績をしのび、心から御 冥福をお祈りいたします。

それでは、平成27年第5回遠軽町議会臨時会以降における行政について御報告いたします。

まず、遠軽町合併10周年記念行事についてでありますが、11月7日に、今後のまちづくりに向けて更なる一体感の醸成を図るため、遠軽町合併10周年記念講演会を開催し、関西学院大学小西教授による記念講演並びに北海道オホーツク総合振興局副局長と道内合併市町の首長によるパネルディスカッションを行いました。

また、15日には、NHKのど自慢の公開生放送が遠軽町総合体育館において開催されました。当日は、前日の予選会を勝ち抜いた20組が熱のこもった歌声を披露し、町内外から来場した約1,000人の観客から惜しみない拍手が送られたところであり、また、テレビ放映を通じて、全国に遠軽町をPRすることができたものと考えております。

次に、要望関係についてでありますが、11月10日から12日にかけて、陸上自衛隊 遠軽駐屯地存置期成会として、駐屯地の存置並びに部隊増強について、防衛省、国会議員 及び関係機関に対し、要望活動を行ってまいりました。特に、11日には、陸、海、空自 衛官の最高位である統合幕僚長に対し、直接、要望書を手交したところであります。

また、27日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会として、北海道における自衛隊体

制強化について、防衛省、国会議員及び関係機関に対し、要望活動を行ってまいりました。

なお、13日には、日本武道館において、自衛隊最大の音楽イベントである自衛隊音楽 まつりに遠軽がんぼう太鼓が出演し、遠軽町からも約40人の応援が駆けつけ、壮大な太 鼓の演舞が披露されたほか、陸上自衛隊中央音楽隊を初めとするトップクラスの演奏を堪 能したところであります。

また、14日には、防衛省陸上幕僚監部において陸上幕僚長感謝状贈呈式があり、自衛 隊協力会遠紋地区連合会が永年にわたる防衛基盤の育成や陸上自衛隊の充実発展に貢献し たことが認められ、団体としては全国で唯一、一般功労を受賞し、副会長である湧別町長 と共に出席してまいりました。

次に、道路整備関係についてでありますが、11月4日に高規格幹線道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会として道路整備の計画的な促進について、24日及び25日には、遠軽北見道路整備促進期成会として道路予算の確保及び整備促進について、関係省庁、国会議員及び関係機関に対し要望活動を行ってまいりました。

これらの高規格道路は、町民の暮らしを支え、地域と命をつなぐ路線として大変重要でありますので、今後も引き続き要望活動を行ってまいります。

次に、特産品の販路拡大についてでありますが、11月19日及び20日にオホーツク町村会の道外視察が行われ、福岡県の株式会社山口油屋福太郎を訪問してきました。

この会社は、平成24年に小清水町で廃校となった小学校を取得し、地元産のでん粉や野菜などを使用した煎餅など、加工品の製造工場として活用しているところであります。 今後、更に地元の特産品を活用する意向があるとのことでしたので、遠軽町としても特産品のPRを行ったところであります。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

議案第1号遠軽町財政計画を定めることについては、遠軽町議会基本条例第11条第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町税条例等の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律及 び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正については、保育 所を月の中途で退所した場合の保育料を見直すため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町国民健康保険税条例及び遠軽町介護保険条例の一部改正については、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整 備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布に伴い、本 条例を定めるものです。

議第5号財産の取得については、遠軽町議会本会議場音響設備の購入について、議会の 議決を求めるものです。

議案第6号及び議案第7号指定管理者の指定については、伊吹牧場ほか牧野10施設及び生田原コミュニティセンター、ノースキングの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第8号平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、道支出金、寄附金及び繰越金等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に沿いまして、目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、北海道の新規事業である市町村連携地域モデル事業を活用した湧別町、遠軽町、佐呂間町による特産品等の開発、普及に係るYESプロジェクト推進協議会負担金及び産婦人科医師確保等に係る遠軽地域医療対策連携協議会負担金、町内循環線及び清里線の事業費の確定に伴う地域公共交通確保維持改善事業費補助金、町民税の申告等に伴う過誤納還付金、公職選挙法の一部改正に伴う選挙人名簿システム改修業務委託料、利用者の増加に伴う高齢者のりもの乗車負担金、認定こども園の入園児の増加に伴う施設型給付費負担金、丸瀬布厚生病院の損失額の確定による負担金、生田原診療所の運営費の確定による補助金、農地中間管理機構への農地の貸付けに係る機構集積協力金交付事業補助金、店舗の近代化に伴う商工業振興補助金の追加、中体連全道大会等の出場に伴う学校行事負担金等を計上したところです。

議案第9号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算(第3号)については、職員の人事異動等に伴う人件費を計上したところです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の大要です。

なお、表彰及び補正予算について追加提案を予定しておりますので、あらかじめ御承知 おきくださいますようお願い申し上げます。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたします ので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

◎日程第4 議案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第4 議案第1号遠軽町財政計画を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大堀財政課長。

〇財政課長(大堀 聡君) 議案第1号遠軽町財政計画を定めることについて説明いたします。

遠軽町財政計画を別紙のとおり定めることについて。

遠軽町議会基本条例第11条第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。 別紙をお開き願います。

1点目の計画の目的につきましては、この計画は、財政状況の現状及び将来の財政収支

の長期的な見通しを明らかにし、計画的かつ効率的な財政運営を行うための指針を定める ことにより、将来の財政運営の健全性を確保することを目的とするものです。

2点目の概要につきましては、前段には本町の財政状況、中段には課題、後段にはまとめとして、この計画においては、第2次遠軽町総合計画の事業を実施していくことを基本とし、財政状況を客観的に判断するための指標及び当該指標の基準を定め、将来の財政運営の健全性を確保するものです。

3点目の基本事項につきましては、1点目の計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間、2点目の対象会計は普通会計、3点目の対象基金は財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金とするものです。

4点目の推計方法につきましては、財政収支は、平成22年度から平成26年度までの 決算額をもとに推計、基金残高は、決算額との整合性を図るため、5月31日現在の現在 高をもとに財政収支で推計された繰入金及び積立金から、地方債残高は、平成26年度末 の現在高をもとに財政収支で推計される地方債及び公債費から、財政状況判断指標は、推 計された財政収支、基金残高及び地方債残高をもとに推計するものです。

次のページをお開き願います。

財政収支の項目別の推計方法につきましては、歳入の町税は各税目の過去の実績等から、使用料及び手数料は過去の実績等から、分担金及び負担金は計画期間に見込まれる建設事業及び扶助費等から、繰入金は財政収支及び基金繰入れの見込みから、その他の収支は過去の実績等から、地方交付税については、基準財政需要額は計画期間に見込まれる地方債及び地方交付税の総額から、基準財政収入額は町税等の見込みから、地方債は計画期間に見込まれる事業等から、国、道支出金は計画期間に見込まれる建設事業及び扶助費等から、各種交付金及び地方譲与税は過去の実績等から推計するものです。

歳出の人件費は計画期間の職員数等の見込みから、公債費は過去に借り入れた地方債及び計画期間に見込まれる地方債から、扶助費は過去の実績等から、普通建設事業費は第2次遠軽町総合計画の事業等から、災害復旧事業費は過去の実績等から、補助費は計画期間に見込まれる負担金等から、物件費は平成27年度決算見込額から、繰出金は計画期間に見込まれる被保険者数及び給付費から、その他の支出は過去の実績等から推計するものです。

次のページをお開き願います。

5点目の財政状況を判断するための指標につきましては、財政調整基金残高比率は財政 規模に対する災害や予期しない収入減少及び支出増加に対応する基金残高の割合、地方債 残高比率は財政規模に対する地方債残高の割合、実質公債比率は財政規模に対する地方債 償還額の割合、将来負担比率は財政規模に対する地方債等負債額の割合により財政状況を 判断するものです。

6点目の財政状況を判断するための指標の基準につきましては、財政の健全化を維持・ 向上するため、それぞれの指標に基準を設けて財政状況を分析するもので、財政調整基金 残高比率は、一般的に標準財政規模の10%が適正水準とされていることから10%以上と、地方債残高比率は、一般的に標準財政規模の200%以内が適正水準とされていますが、減債基金残高が相当程度あることから250%以下と、実質公債費比率は、地方債許可団体の移行基準の18%から2%減じた16%以下と、将来負担比率は、財政状況等の説明聴取対象基準の200%以上から100%減じた100%未満とするものです。

次のページをお開き願います。

4点目の財政の見通しにつきましては、先ほど説明いたしました推計方法により、平成28年度から平成37年度までの10年間の財政収支、基金残高、地方債残高及び財政状況判断指標を推計したものです。

財政収支の歳入の主なものにつきましては、町税は、平成28年度には20億7,00 0万円を見込んでいますが、生産年齢人口の減少等により、平成37年度には2,900 万円減少し、20億4,100万円と推計しています。

繰入金は、地方交付税の合併算定特例の終了による段階的減少等に伴い、歳入不足が生じることが見込まれるため、財政調整基金繰入金の増加を見込み推計しています。

その他の収入は、平成28年度には、小麦乾燥調整貯蔵施設整備に係る負担金、スポーツ広場整備に係る交付金を見込み推計しています。

地方交付税は、合併算定特例の終了により平成28年度から平成32年度までに段階的に減少し、5年間で13億8,000万円の減少を見込んでいるほか、建設事業の財源とする地方債の借り入れに伴う算入分を見込み推計しています。

地方債は、臨時財政対策債及び建設事業の財源とする地方債を見込み推計したもので、 平成32年度に借入期間が終了する合併特例債については、計画期間中の借入額56億 2,300万円を見込んでいるもので、合併後の総額は、借り入れ可能額101億90万 円に対して77億7,270万円と推計しています。

歳入総額は、平成28年度には181億1,800万円を見込んでいますが、平成37年度には45億5,900万円減少し、135億5,900万円と推計しています。

歳出の主なものにつきましては、人件費は、平成28年度には22億1,200万円を 見込んでいますが、定員計画に基づく職員数の減少に伴い、平成37年度には1億1,1 00万円減少し、21億100万円と推計しています。

公債費は、大型事業の実施により平成30年度から平成35年度にかけて増加しますが、平成36年度以降減少するものと推計しています。

普通建設事業費は、平成28年度から平成32年度にかけては、小麦乾燥調整貯蔵施設整備、スポーツ広場整備、道の駅整備、福祉センター建て替え、平成35年度には、総合体育館整備を見込み推計しています。

補助費等は、平成28年度及び平成29年度は、清掃センター建て替えによる増額を見込み推計しています。

繰出金は、平成28年度には9億円を見込んでいますが、高齢者人口の増加により、平

成37年度には9,600万円増加し、9億9,600万円と推計しています。

歳出総額は、平成28年度には177億1,000万円を見込んでいますが、平成37年度には44億700万円減少し、133億300万円と推計しています。

基金残高の主なものにつきましては、財政調整基金は、平成28年度には31億9,400万円を見込んでいますが、地方交付税の減少及び公債費の増加により平成37年度には6億700万円減少し、25億8,700万円と推計しています。

地方債残高につきましては、平成28年度には215億8,800万円を見込み、大型 事業の実施により平成30年度まで増加しますが、平成37年度には28億8,800万 円減少し、187億円と推計しています。

財政状況判断指標につきましては、推計した財政収支、基金残高及び地方債残高から算出するもので、財政調整基金残高比率は、平成28年度には32.1%を見込んでいますが、地方交付税の減少及び公債費の増加による基金の取り崩しにより、平成37年度には27.2%と推計しています。

地方債残高比率は、平成28年度には217.1%を見込み、大型事業の実施による借り入れの増加により平成30年度まで増加しますが、平成37年度には196.6%と推計しています。

実質公債比率は、平成28年度には8.8%を見込み、大型事業の実施による借り入れの増加により、平成37年度には12.7%と推計しています。

将来負担比率は、債務負担行為、一部事務組合負担金等の減少が見込まれることから、 毎年度減少するものと推計しています。

この結果、全ての指標が基準を満たしていることから、健全性が確保された財政の見通 しとなっているものです。

以上で説明を終わります。

- 〇議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。 稲場議員。
- **〇4番(稲場仁子君)** 2点ほどお尋ねします。

最後の財政の見通しの一覧のところなのですけれども、ちょっと細かい点になるのですが、28年度に麦乾施設の建設があって、スポーツ広場の助成金等でその他の収入が増えているということなのですけれども、この麦乾施設の国、道、それから関係団体等の負担割合というのがどういうふうになっているのか。恐らく町が事業主体になっているために、関係団体からの負担分が入ってくるのかなと推測しているのですが、その辺をもうちょっと詳しく教えてください。

それと、歳出のほうのその他の支出、28年と29年だけがほかの年度と比べると、ほぼ倍以上になっているのですけれども、これは何によるものなのでしょうか。

- 〇議長(前田篤秀君) 大堀財政課長。
- **○財政課長(大堀 聡君)** まず、第1点目の麦乾施設の負担割合ですが、今、負担割合

の詳細についてはまだ決まっておりません。財政推計の見込みについては、今想定している部分で入れておりますので、実際の負担割合はまだ決まっていないところです。

2点目の、その他の支出の28年度と29年度が増えているということでございますけれども……済みません、ちょっとお時間いただいてよろしいですか。

〇議長(前田篤秀君) 暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時35分 再開

〇議長(前田篤秀君) 再開します。

大堀財政課長。

〇財政課長(大堀 聡君) 大変申しわけございません。

まず、1点目の麦乾施設の関係ですが、事業主体は農協でありまして、総事業費の約2 分の1を国庫支出金を見込んでおります。その残りを遠軽町と湧別町で負担する推計としております。

次に、その他の支出につきましては、推計した結果、積立金を見込まれるもので、その 結果、28年度、29年度が、積立金によりまして、ほかの年度と比べまして多少大きい 数字となっております。

以上です。

- 〇議長(前田篤秀君) 稲場議員。
- ○4番(稲場仁子君) まず、その他の収入のところですけれども、ではこの増額になっている部分は、スポーツ広場の助成金以外を除くと、湧別町の負担分が入ってくるという解釈でよろしいでしょうか。

それと、その他の支出、今、積立金ということでしたけれども、何か目的のある積立金 なのでしょうか。

- 〇議長(前田篤秀君) 大堀財政課長。
- **〇財政課長(大堀 聡君)** まず、1点目のその他の収入につきましては、今御質問の あったとおり御理解をいただいて構わないと思います。

2点目の積立金につきましては、特に何の目的というものはございません。

- 〇議長(前田篤秀君) 稲場議員。
- **〇4番(稲場仁子君)** もう3回目なのですけれども。

特に目的がないということですけれども、金額的に、ほかの年度と比べると1億4,000万円ぐらい多いというのはちょっと理解できないのですが、この年だけ、例えば財源が豊富にあるとか、そういう状況でもあるのであれば納得もできるのですけれども、目的がなくて、この2年間だけ極端に金額が多いというのは、ちょっと不自然な感じを受けるのですけれども。

〇議長(前田篤秀君) 大堀財政課長。

○財政課長(大堀 聡君) 細かい話になりますが、それぞれの項目別の推計をした結果、歳入と歳出を比較して歳入が上回っている部分がありますので、それにつきましては積立金に回して積み立てをするという推計になっております。あくまで細かい数字を積み重ねた結果の歳入と歳出でございますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

○議長(前田篤秀君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号遠軽町財政計画を定めることについてを採決いたします。 本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

〇議長(前田篤秀君) 日程第5 議案第2号遠軽町税条例等の一部改正についてを議題 といたします。

提出者の説明を求めます。

会津税務課長。

○税務課長(会津靖朗君) 議案第2号遠軽町税条例等の一部改正について説明いたします。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年総務省令第85号)の公布に伴い、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考 資料により説明いたしますので、5ページの次にあります遠軽町税条例等改正資料をお開 き願います。

2条立ての条例であります。

第1条は、地方税法に条例委任事項が設けられたことに伴う改正でありまして、規定を 追加するものでございます。

徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法。

第8条第1項は、納税者が災害、病気又は事業の休廃止等により、徴収金を一時に納付することができないと認められるときは、申請により、徴収猶予が適用される場合において、その猶予に係る徴収金の納付を分割して納付させることができると規定するものであります。

施行年月日は、右端に記載してありますので御参照願います。

第2項、徴収猶予又はその猶予の期間延長に係る徴収金を分割して納付させる場合において、分割納付の各納付期限及び各納付期限の納付金額を定めると規定するものであります。

第3項は、徴収猶予又はその猶予の期間延長を受けた者がその納付期限までに納付をすることができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、分割納付の各納付期限及び各納付期限の納付金額を変更することができると規定するものであります。

第4項、第5項は、同条第2項、第3項の規定により、分割納付の各納付期限及び各納付期限の納付金額を定めたとき、または変更したときは、その旨を当該猶予を受けた者に通知しなければならないと規定するものであります。

徴収猶予の申請手続等。

第9条第1項・第3項は、徴収猶予の申請書への記載事項を規定しております。

次のページをお開き願います。

第2項は、徴収猶予の申請書への添付書類を規定しております。

第4項は、徴収猶予の期間延長申請書への添付書類を、第5項は期間延長申請書への記載事項を規定しております。

第6項は、災害等により書類の提出が困難のときに、徴収猶予を申請する場合は、添付 書類の提出が免除される場合であっても、担保の提供に関し必要となる書類は要するもの としております。

第7項は、徴収猶予の申請書において、不備等があった場合の訂正期限は、通知を受けた日から20日以内とするとしております。

徴収猶予の取消し。

第10条は、取消事由の項目に、新たに当該猶予に係る町税等以外にその他の町税等を 滞納したときを追加し、その税目を定めております。

職権による換価の猶予の手続等。

第11条第1項は、財産の換価を直ちにすることにより、事業の継続又は生活の維持を 困難にする恐れがあると認められるときは、換価の猶予が適用される場合において、その 猶予に係る徴収金の納付について、分割して納付させるものとすると規定しております。

第2項は、分割納付の方法は、第8条第2項から第4項を準用すると規定しております。

第3項は、猶予を適用する場合に提出を求めることができる書類を規定しております。 第4項は、職権による換価の猶予の取消事由の項目に、徴収猶予の取消し規定、第10 条と同様の規定を定めております。

申請による換価の猶予の申請手続等。

第12条第1項は、徴収金の納期限から6か月以内にされた申請に基づき、滞納処分による財産の換価を猶予することができると規定しております。

第2項は、申請を許可しないことができる項目に、当該猶予の申請に係る町税等以外の 町税等に滞納がある場合を追加し、その税目は第10条に掲げる税目としております。

第3項は、徴収金を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがあると認められるときは、申請により、換価の猶予が適用される場合において、その猶予に係る徴収金の納付について、分割して納付させるものとすると規定しております。

第4項は、分割納付の方法は、第8条第2項から第4項を準用すると規定しております。

第5項は、換価の猶予の申請書、第7項は、その猶予の期間の延長申請書への記載事項 を規定しております。

第6項は、換価の猶予またはその猶予の期間の延長申請書への添付書類を規定しております。

第8項は、換価の猶予の申請書において、不備等があった場合の訂正期限は、通知を受けた日から20日以内とするとしております。

第9項は、申請による換価の猶予の特別事由の項目に、徴収猶予の取消し規定、第10 条と同様の規定を定めております。

担保を徴する必要がない場合。

第13条は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3か月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とすると規定しております。

第14条から第17条は、改正前の削除を規定しております。

公示送達。

第18条は、規定の整理でございます。

第2条による改正は、平成27年遠軽町条例第17号第1条の改正でありまして、第2条の改正規定は、用語の規定について、納付書、納入書に法人番号を加える改正規定を削除しております。

第36条の2第9項、第63条の2第1項、第89条第2項、第139条の3第2項、 第149条の改正規定は、申告書、申請書に記載する法人番号の定義規定を追加するもの であります。

附則第1条は、納付書、納入書の用語の改正規定を削除することに伴う規定の整備であります。

次に、別紙の4ページに戻りまして、附則について説明いたします。

この条例は、第1条において、平成28年4月1日から施行し、ただし、第2条の規定は、公布の日から施行するものであります。

第2条で徴収猶予及び換価の猶予の経過措置を規定し、第1項に新条例第8条から第1 0条まで及び第13条の規定は、施行日以後に申請される改正後の地方税法による徴収猶

予について適用し、施行日前に申請された徴収猶予については、改正前の地方税法の規定 によるものであります。

第2項に、新条例第11条及び第13条の規定は、施行日以後にされる改正後の地方税 法による換価の猶予について適用し、施行日前にされた換価の猶予については、改正前の 地方税法の規定によるものであります。

第3項に、新条例第12条及び第13条の規定は、施行日以後に納期限が到来する徴収 金について適用するものであります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町税条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

〇議長(前田篤秀君) 日程第6 議案第3号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所 条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

菊地子育て支援課長。

〇子育て支援課長(菊地 隆君) 議案第3号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所 条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本条例につきましては、保育所を月の中途で退所した場合の保育料を見直すため、本条例を定めるものであります。

別紙の内容を省略いたしまして、参考資料により説明いたします。

遠軽町保育所条例でありますが、第9条第1項の表備考7中「、全額を」を「、日割り計算により」に改めるとするものです。

次ページをお開きください。

遠軽町へき地保育所条例につきましては、第10条第1項の表備考6中「、全額を」を「、日割り計算により」に改めるとするものです。

別紙に戻りまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第3号遠軽町保育所条例及び遠軽町へき地保育所条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程7 議案第4号

〇議長(前田篤秀君) 日程第7 議案第4号遠軽町国民健康保険税条例及び遠軽町介護 保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

会津税務課長。

○税務課長(会津靖朗君) 議案第4号遠軽町国民健康保険税条例及び遠軽町介護保険条例の一部改正について説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関 係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成 27年厚生労働省令第150号)の公布に伴い、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例及び遠軽町介護保険条例の一部を改正する条例であります。 この条例は、2条立てでありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明 いたしますので、次のページにあります遠軽町国民健康保険税条例新旧対照表(第1条関

係)をお開き願います。

国民健康保険税の減免の規定第24条の3第2項第1号の減免申請書に記載する事項、「住所及び氏名」を「住所、氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)に改め、個人番号を加えるものであります。

遠軽町介護保険条例新旧対照表(第2条関係)は、保険料の徴収猶予の規定第8条第2項第1号の徴収猶予の申請書及び保険料の減免の規定第9条第2項第1号の保険料の減免申請書に記載する事項「氏名及び住所」を国民健康保険税条例の改正と同様に「住所、氏名及び個人番号」に改め、個人番号を加えるものでございます。

施行日は、平成28年1月1日であります。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽町国民健康保険税条例及び遠軽町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長(前田篤秀君) 日程第8 議案第5号財産の取得についてを議題といたします。 提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

○情報管財課長(中村哲男君) 議案第5号財産の取得について御説明をいたします。 遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、遠軽町議会本会議場音響設備一式であります。

次のページ、別紙をお開き願います。

取得する財産の名称及び数量は、ディスカッションユニット34台、マイク34本、書 記席操作卓1基、ノートパソコン1台であります。

前のページにお戻りください。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は939万6,000円であります。

取得の相手方は、紋別郡遠軽町岩見通南2丁目1番地1、イト電商事株式会社代表取締役伊藤太一であります。

この財産の取得につきましては、11月20日、イト電商事株式会社ほか4社により指 名競争入札を行い、イト電商事株式会社が939万6,000円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております財産の取得に係る入札状況の一覧 表1番に記載をしておりますので、御参照願います。

なお、イト電商事株式会社とは同日仮契約を締結しております。

納期につきましては、平成28年1月12日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(前田篤秀君) 会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第6号から日程第12 議案第9号まで

○議長(前田篤秀君) 日程第9 議案第6号指定管理者の指定について、日程第10 議案第7号指定管理者の指定について、日程第11 議案第8号平成27年度遠軽町一般 会計補正予算(第10号)、日程第12 議案第9号平成27年度遠軽町水道事業会計補 正予算(第3号)、以上、議案4件は関連がありますので、一括して議題といたします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

中村情報管財課長。

〇情報管財課長(中村哲男君) 議案第6号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、牧野、11施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、伊吹牧場、八重牧場、白竜牧場、千代田牧場、見晴牧場、弥生牧場、柏牧場、東白滝牧野、支湧別牧野、天狗平牧野、天狗平第2牧野であります。

指定管理者は、湧別町上湧別屯田市街地230番地、えんゆう農業協同組合代表理事組合長中川菊夫であります。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は、記載のとおりでございます。

業務につきましては、ア、牧野の維持管理に関する業務、イ、牧野の使用の許可等に関する業務、ウ、牧野の使用許可に係る料金の徴収に関する業務、エ、前3号に掲げるもののほか、町長が牧野の管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は3,150万円、毎年度1,050万円であります。

指定に当たりましては、11月20日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定結果の非公募とした理由でありますが、遠軽町牧野は本町の酪農及び畜産振興の重要な拠点の一つであり、その管理については専門性が必要とされる施設であることから、地元農協が指定管理者として運営することが最も適しており、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由として、申請者から提出された申請書の内容について審査した結果、遠軽町 牧野の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、牧野の安定的な経営及び草地の的確な 管理を行うための計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能 であると評価されました。

また、これまでの指定管理実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模・能力と 組織体制を備えている点も評価されたため、えんゆう農業協同組合を指定管理者の候補者 に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に提出された申請書をもとに施設管理に係る細目的 事項を協議し、協定を締結することとしております。

続きまして、議案第7号指定管理者の指定について御説明をいたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、生田原コミュニティセンター「ノースキング」の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、生田原コミュニティセンター「ノースキング」であります。

指定管理者は、遠軽町生田原871番地4、株式会社生田原振興公社代表取締役阿部滿であります。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は、記載のとおりであります。

業務につきましては、ア、コミュニティセンターの維持管理に関する業務、イ、コミュニティセンターの運営に関する業務、ウ、コミュニティセンターの使用許可に関する業務、エ、コミュニティセンターの使用の許可に係る料金の徴収に関する業務、オ、前各号に掲げるもののほか、町長が施設の管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は9,891万9,000円、毎年度3,297万3,000円であります。 選定に当たりましては、11月20日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申

請書を審査しております。

選定結果の非公募とした理由でありますが、生田原コミュニティセンターを管理運営するために本町が出資して設立した団体であり、これまでの管理実績などから施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成されることが見込まれるため、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由として、申請者から提出された申請書の内容について審査した結果、生田原コミュニティセンター「ノースキング」の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、利用者サービスの向上のための具体的な計画、施設の適切な維持及び管理に係る計画、施設管理を安定的に行う人員計画が確実で具体的な内容となっており、施設の効用を発揮するものと評価されました。

また、これまでの指定管理実績をいかしながら、管理を安定して行う経営規模・能力と 組織体制を備えている点も評価されたため、株式会社生田原振興公社を指定管理者の候補 者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に提出された申請書をもとに、施設管理に係る細目 的事項を協議し、協定を締結することとしております。

以上で説明を終わります。

〇議長(前田篤秀君) 大堀財政課長。

○財政課長(大堀 聡君) 議案第8号平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)について説明いたします。

平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,612万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億9,085万7,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第3表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、1項国庫負担金に1,737万8,000円を追加、 2項国庫補助金に15万8,000円を追加し、総額を12億6,009万4,000円と するものです。

15款道支出金につきましては、1項道負担金に868万9,000円を追加、2項道補助金に1,388万8,000円を追加、3項委託金に5万5,000円を追加し、総額を6億962万円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に327万9,000円を追加し、総額を2,631万2,000円とするものです。

19款繰越金につきましては、1項繰越金に2,308万2,000円を追加し、総額を

1億2,485万8,000円とするものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入に180万円を追加し、総額を2億4,117万1,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債を1,220万円減額し、総額を25億4,790万円とするものです。

これによりまして、歳入合計156億3,472万8,000円に5,612万9,000円を追加し、総額を156億9,085万7,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に385万8,000円を追加、2項徴税費に50万円を追加、4項選挙費に31万8,000円を追加、5項統計調査費に5万6,000円を追加し、総額を27億3,282万2,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に59万9,000円を追加、2項児童福祉費に3,805万8,000円を追加し、総額を27億6,055万6,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費を339万9,000円減額し、総額を14億3,922万9,000円とするものです。

6 款農林水産業費につきましては、1項農業費に1,017万6,000円を追加し、総額を3億7,544万1,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に131万円を追加し、総額を4億2,862 万8,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に465万3,000円を追加し、総額を24億170万円とするものです。

これによりまして、歳出合計 1 5 6 億 3, 4 7 2 万 8,000円に 5,612 万 9,000 円を追加し、総額を歳入歳出同額の 1 5 6 億 9,085 万 7,000円とするものです。

次に、第2表、債務負担行為補正について説明いたします。

債務負担行為補正につきましては、複数年の指定管理者の指定に当たり債務負担行為を追加するもので、牧野指定管理料につきましては、期間を平成27年度から平成30年度、限度額を3,150万円、生田原コミュニティセンター指定管理料につきましては、期間を平成27年度から平成30年度、限度額を9,891万9,000円とするものです。

次に、第3表、地方債補正について説明いたします。

地方債補正につきましては、平成26年度の丸瀬布厚生病院損失額の確定により、限度額を8,780万円に変更するものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費、ラジオ聴取環境整備事業12万9,000 円は、遠軽ラジオ局の音声電送装置の電源回路の破損に係る修繕料を計上するものです。

6目企画費、企画一般経費15万円は、北海道の市町村連携地域モデル事業を活用した、湧別町、遠軽町、佐呂間町による地元の食材を活用した特産品等の開発・普及に係るYESプロジェクト推進協議会負担金を計上するものです。

8目交通対策費、バス路線事業30万円は、町内循環線及び清里線の事業費の確定に伴 う地域公共交通確保維持改善事業費補助金を計上するものです。

15目基金運営費、基金運営事業327万9,000円は、指定寄附2件40万円、ふるさと納税寄附金464件287万9,000円により、まちづくり振興基金積立金を計上するものです。

2項徴税費2目賦課徴収費、賦課徴収一般経費50万円は、町民税の申告等に伴う過誤納還付金を計上するものです。

4項選挙費1目選挙管理委員会費、選挙管理委員会事務局一般経費31万8,000円は、制度改正に伴う選挙人名簿システム改修業務委託料を計上するものです。

5項統計調査費1目統計調査総務費、各種調査事業5万6,000円は、各種調査に係る普通旅費及び消耗品費を追加、通信運搬費を減額するものです。

3款民生費1項社会福祉費3目高齢者福祉費、高齢者のりもの乗車助成事業59万9, 000円は、利用者の増加に伴うのりもの乗車負担金を計上するものです。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業3,790万7,000円は、認定こども園の入園児の増加に伴う施設型給付費負担金を計上するものです。

5目保育所費、保育所運営事業15万1,000円は、嘱託職員の採用及び異動に伴う 費用弁償を計上するものです。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、地域医療対策事業752万5,000 円の減額は、平成26年度の丸瀬布厚生病院の損失額の確定により、丸瀬布厚生病院損失 負担金1,127万5,000円を減額、北海道の市町村連携地域モデル事業を活用した湧 別町及び佐呂間町との連携による産婦人科医師確保等に係る遠軽地域医療対策連携協議会 負担金375万円を追加するものです。

5目診療所費、医科診療所運営事業412万6,000円は、平成26年度下期及び平成27年度上期の生田原診療所の運営費の確定による診療所運営費補助金を計上するものです。

6 款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業振興一般経費998万8,000円は、農地中間管理機構への農地の貸し付け3件に係る機構集積協力金交付事業補助金を計上するものです。

4目畜産業費、畜産関係団体助成事業18万8,000円は、全日本ホルスタイン共進会出品2牧場2頭に係る全日本ホルスタイン共進会出品事業補助金を計上するものです。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費は、財源の振り替え及び商店街助成事業131 万円は、1件2店舗の近代化による商工業振興補助金を計上するものです。

- 4目観光費は、財源の振り替えです。
- 10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費465万3,000円は、中体連全道大会等出場による学校行事負担金を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

- 8ページをお開き願います。
- 14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1,737万8,000円は、施設型給付費負担金の追加です。
- 2項国庫補助金1目総務費国庫補助金15万8,000円は、選挙人名簿システム改修 費補助金の追加です。
- 15款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金868万9,000円は、施設型給付費負担金の追加です。
- 2項道補助金1目総務費道補助金15万円は、北海道の市町村連携地域モデル事業を活用した特産品等の開発・普及に係る地域づくり総合交付金の追加です。
- 3目衛生費道補助金375万円は、産婦人科医師確保等に係る地域づくり総合交付金の 追加です。
- 4 目農林水産業費道補助金998万8,000円は、機構集積協力金交付事業補助金の 追加です。
 - 3項委託金1目総務費委託金5万5,000円は、各種統計調査委託金の追加です。
- 17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金40万円は、社会福祉振興資金として1件10万円、スポーツ振興資金として1件30万円の指定寄附をいただいたものです。
- 3目ふるさと納税寄附金287万9,000円は、464件のふるさと納税寄附金をいただいたものです。
- 19款繰越金1項繰越金1目繰越金2,308万2,000円は、前年度繰越金の追加です。
- 20款諸収入5項雑入6目雑入180万円は、コスモス開花宣言花火大会及び森林浴歩 くスキーと語る夕べに係るいきいきふるさと推進事業助成金170万円、町イチ!村イ チ!出展助成金10万円を追加するものです。
- 21款町債1項町債3目衛生債1,220万円の減額は、丸瀬布厚生病院の損失額の確定による地域医療対策事業債の減額です。

以上で説明を終わります。

- 〇議長(前田篤秀君) 久保水道課長。
- **〇水道課長(久保英之君)** 議案第9号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

第2条は、遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の

とおり補正するものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用第1項営業費用に983万7,000円を追加し、総額を5億5,686万8,000円とするものです。

第3条は、予算第7条に定めた職員給与費8,970万2,000円を9,668万1,00円に改めるものです。

1ページをお開きください。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは 予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に、補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費261万8,000円の増額は、5節報酬から6節法定福利費まで嘱託職員に係る追加であり、4月の人事異動により嘱託職員1名が増員になったため、予算に不足が見込まれることから追加するものであります。

3目総係費721万9,000円の増額は、1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで職員の人件費に係る追加であり、4月の人事異動により職員1名が増員になったため、予算に不足が見込まれることから追加するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(前田篤秀君) これより、一括上程しました議案4件の質疑を行います。 質疑は、各案件ごとに行います。

これより、議案第6号指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案第8号平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、 歳出より各款ごとに行います。

2款総務費、10ページから17ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 3款民生費、18ページから21ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 4款衛生費、22ページから23ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6款農林水産業費、24ページから25ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 7款商工費、26ページから27ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10款教育費、28ページから29ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

14款国庫支出金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 15款道支出金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 17款寄附金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 19款繰越金、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 20款諸収入、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 21款町債、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表、債務負担行為補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第3表、地方債補正、4ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案第9号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略し、補正予 算明細より行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終わります。

以上で、議案4件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案4件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第6号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第10号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長(前田篤秀君) お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会宣告

〇議長(前田篤秀君) 本日は、これで延会します。

午前11時43分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長刹 男 為秀 署 名 議 員 合 科 刘 教 器 是 名 議 員 忘 橋 義 認